

1 ページの

「次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。」

は、

「次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。」

の、

「	(3) 審査の方法 ア・イ （略）	」
---	----------------------	---

は、

「	(3) 審査の方法 ア 書類審査 生産等基準の2及び3に規定する事項について、生産物審査請求時に請求者から提出のあった当該事項の遵守状況を示す書類により審査を行い、遵守されていると認められるもののみ、次の <u>いずれか</u> の審査を行う。 イ （略）	」
---	---	---

の誤り。